# くらし百科 Living Information

㊐は問い合わせ先です

## 地域農業いきいき推進事業補助金のお知らせ

市では、集落営農の組織化を促進させる活動、地域の立地条件を活かした特色ある農林業の実施や地産地消など、地域農業を活性化させようとする意欲ある活動を支援するため、「地域農業いきいき推進事業補助金」を創設しました。

詳細については農林課農政係までお問い合わせください。皆さんのご応募をお待ちしています。

**●対象団体**

農家組合、農業法人（3戸以上）、農林業関係任意組合・団体（3戸以上）、森林組合で、地域農林業の活性化に貢献が期待できる団体

**●対象事業**

ほかの団体などから補助を受けていない団体で、次のいずれかに該当する事業

**①産地拡大推進型事業**

新たな農林産物・加工品の導入・拡大、地産地消、グリーンツーリズムの推進を実施し、産地拡大を図り地域農業を発展させようとする事業

**②集落環境保全型事業**

農村環境、生活環境などの保全につながる減農薬・減化学肥料、有機農産物、環境保全活動などへの取り組み、有害鳥獣被害防止に必要な事業

**③集落営農促進型事業**

集落営農を促進させるために必要な団地化、品質向上、省力化などの事業

**●補助内容**

**①補助率**

ソフト事業の場合は、補助対象経費の2分の1以内、ハード事業の場合は3分の1以内

**②補助限度額**

一団体につき50万円

**③補助期間**　3年以内

**●申請期限**　6月30日（金）

㊐農林課農政係
☎22―1253

## 事故の芽を摘む工夫をしよう！
### ～作業前に機械の点検・体調確認をもう一度～

4月1日から5月31日までは、春季農作業安全運動期間です。

年齢とともに体力や視力、判断力は低下しますので、慣れているからといった考えを持たず、機械の操作などは慎重に行い、事故のないように作業を行いましょう。

仕事の前に、次の事項をもう一度確認しましょう。

**①きちんとした服装をしていますか？**

**②作業前の機械の点検は十分ですか？**

**③休憩を入れた作業計画を立てていますか？**

**④路肩の崩れなど危険箇所のチェックは十分ですか？**

**⑤「慣れた作業」と思っても、もう一度気を引き締めて！**

**※休憩を入れて、ゆとりをもった作業にしましょう！**

**●主催**　農作業安全運動推進宮城県本部

㊐農林課農政係
☎22―1253

## 軽自動車税のお知らせ

**■軽自動車税が賦課される方は？**

平成18年4月1日現在で、軽自動車（軽四輪車、原付きバイク、軽二輪車、二輪小型自動車、小型特殊自動車など）を登録している方に一年分の軽自動車税が賦課されます。平成18年度の納税通知書は5月8日に発送予定です。納期限は5月31日です。

※4月2日以降に「廃車」や「名義変更」の手続きをしても、月割りでの課税・還付はありません。

**■減免の制度はありますか？**
**また、いつまで申請できますか？**

身体障害者などの方が所有する軽自動車で、もっぱら通院（通所）・仕事のために使用する車両については、申請することで障害の種類・等級により軽自動車税の減免が受けられる場合があります。

なお、普通自動車税（県税）の減免を受ける場合は、軽自動車税の減免は受けられません。

※詳細については、税務課総務係までお問い合わせください。

**●申請期限**　5月24日（水）

**●申請に必要なもの**

納税通知書、障害者手帳、運転免許証、車検証、印鑑

**●申請・問い合わせ先**

税務課総務係
☎22―1313

## 児童手当の手続きはお済みですか？
### ～所得限度額以上により認定却下となっていた方へ～

平成18年4月より、児童手当の支給対象児童が小学校6年生（12歳到達後、最初の年度末）まで拡大され、所得制限の限度額も引き上げられました。

これによって、今まで所得オーバーのため児童手当を却下となっていた方も、該当する場合がありますので、新規の認定請求手続きをお願いします（平成17年度所得で却下となった方は9月30日までに新規の認定請求をして該当となった場合、特例的に4月にさかのぼって手当が支給されます）。

なお、所得範囲内にもかかわらず申請していない場合は、支給開始月がさかのぼりませんので、至急ご申請ください。

㊐子ども家庭課総務係
☎22―1363

## 白石斎苑火葬執行時間の訂正

3月号広報でお知らせしました白石斎苑の火葬執行時間について、午後は従来どおり左記の時間で執行します。おわびして訂正します。

**●午後の執行時間**

13時30分・14時30分・15時30分

㊐仙南地域広域行政事務組合業務課
☎0224―52―2870



## 20歳になった学生の皆さんへ
### ～国民年金学生納付特例制度の手続きをしましょう～

**■国民年金学生納付特例の申請は学生期間中、毎年必要です**

学生のため収入がなく、保険料を納めることができない場合は、「学生納付特例制度」の手続きを行ってください。

**●手続きに必要なもの**

・印鑑（認め印）
・年金手帳
・学生証または新学年の在学証明書

※各種学校・専門学校（一年以上の課程）の学生の方や収入の多い学生の方、また、働いている途中から学生になる場合などはご相談ください。

**■平成18年度の国民年金保険料は1カ月13、860円です**

国民年金保険料の納付方法は「口座振替」が便利です。また、郵便局や銀行の窓口のほか、コンビニでも納めることができます。

**●納付できるコンビニ**

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ（ヤマザキデイリーストア）など

㊐大河原社会保険事務所
☎0224―51―3111
市民課国民年金相談係
☎22―1312

## 平成18年度の地籍調査実施のお知らせ

㊐地籍調査室　☎22―1257

地籍調査は、一筆ごとの土地について所有者の立ち会いのもとで、地番・地目・境界や面積を調査するものです。市では、昭和55年度から調査を始め、これまでに次の区域で調査を終えました。

・白川、大鷹沢、小原（全地区）
・大平、斎川、越河、福岡（一部区域）

今年度も6月中旬～11月ごろまで調査を実施しますので、土地所有者の皆様のご協力をお願いします。

**●今年度の調査区域**　越河平字打越内など16区域・越河五賀字打越、向田、越河字愛宕下など19区域

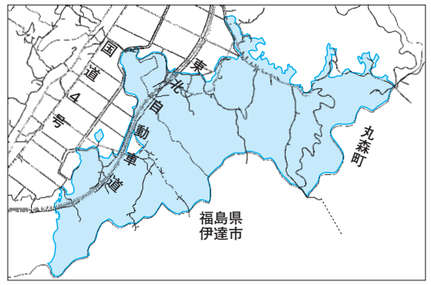

▲平成18年度地籍調査実施区域

## 平成18年度防災訓練は土砂災害訓練として10月に実施します

市では、昭和53年6月12日に発生した宮城県沖地震を教訓とし、その記憶を風化させないよう例年6月12日の県民防災の日に総合防災訓練を実施してきましたが、今年度は宮城県と共催で土砂災害に対する全国統一防災訓練を10月に実施予定であることから、これに併せて防災訓練の実施を計画しています。訓練は、各地区（自主防災組織）での活動計画を重視し、市内一斉の情報伝達訓練や避難訓練などを想定しています。訓練の日程などが決定しましたら広報紙などでお知らせします。

災害はいつ起こるか分かりません。いざというときに備え、地域の安全は地域で守れるよう訓練への参加・協力をお願いします。

㊐生活環境課　☎22―1314

## 教科書常設展示のお知らせ

小・中学校や特殊学級の教科書見本を常設展示しています。閲覧自由ですので、ぜひご覧ください。

**●展示会場**　図書館2階閲覧室

※角田市・柴田町でも展示しています。展示期間、展示場所については、それぞれの教育委員会にお問い合わせください。

㊐学校教育課　☎22―1342

## くらしのヒント

Do you know? 知ってる？

### 「原状回復義務について」
### ～引っ越し時の敷金トラブル～

新年度になると引っ越しシーズンとなります。この時期多いのが敷金トラブルです。

本来、支払う必要のない修繕費用を敷金から差し引かれたり、不足分を請求されたりします。賃貸住宅の退去時の注意点を上げてみましょう。また、借りる側だけでなく貸す側も「原状回復」の意味を把握しておくと、敷金の返還をめぐるトラブルは避けられるでしょう。

国土交通省が2004年に改訂した「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では、建物などの自然劣化や、普通に使って生じた損耗は家主側（不動産屋・仲介人）の負担としています。

例えば、テレビや冷蔵庫の後の壁面に発生した黒ずみや、日照によるクロスや畳の変色は入居者が修繕する必要はありません。しかし、誤って室内を破損したり、汚したりした場合は、修繕費は入居者の負担になります。「原状回復義務」とは、入居者の過失などで生じた汚れや破損を元に戻す義務のことです。住宅を入居時の状態に戻すという意味ではありません。仮にクロスの一部を汚しても、室内全部の張り替え費用を支払う必要はないでしょう。家主側と費用の割合を相談すると良いでしょう。

契約書の「特約」の欄に、通常の損耗の修繕料を入居者が負担するよう書いてありますが、負担義務はないという判例があります。

退去時のトラブルを防ぐには、入居時に家主側と一緒に室内の傷や汚れを確認し、書面に書き入れてもらうと良いでしょう。入居時には契約書の特約などをよく読むことが大切です。また、後で高額なクリーニング代を請求されることもあるので、部屋を掃除してから退去することが大切です。

「敷金無料」と業者が宣伝している物件でも入居者に原状回復義務はあります。敷金はあくまでも「家賃滞納時の保証金」です。契約する前に、条件などの確認をしましょう。

㊐いきいきプラザ消費生活相談室
☎22―0783
（相談日　月・水・金9時～16時）